

第 196 期 決 算 公 告

山形市七日町三丁目1番2号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	30,442	預金	1,618,160
現金	22,883	当座預金	44,659
預け	7,558	普通預金	743,605
コ ー ル	58,015	貯蓄預金	38,696
買入金	18,099	通知預金	3,705
商 品 有 価 証 券	949	定期預金	748,950
商 品 国 債	11	定期積金	8,344
商 品 地 方 債	938	その他の預金	30,197
有 価 証 券	599,320	譲渡性預金	66,332
国 債	175,273	コ ー ル マ ネ	460
地 方 債	119,218	外 国 為 替	91
短 期 社 債	2,998	売渡外国為替	87
社 債	111,247	未払外国為替	4
株 式	42,943	そ の 他 負 債	9,322
そ の 他 の 証 券	147,639	未決済為替借	430
貸 出 金	1,081,807	未払法人税等	1,352
割 引 手 形 付	15,501	未払費用	2,829
手 形 貸 付	55,800	前 受 収 益	859
証 書 貸 付	831,054	給 付 補 て ん 備 金	8
当 座 貸 越	179,451	金 融 派 生 商 品	1,653
外 国 為 替	258	そ の 他 の 負 債	2,188
外 国 他 店 預 け	246	役 員 賞 与 引 当 金	20
買 入 外 国 為 替	9	退 職 給 付 引 当 金	6,729
取 立 外 国 為 替	2	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	244
そ の 他 資 産	5,999	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	150
未 決 済 為 替 貸	322	偶 発 損 失 引 当 金	37
前 払 費 用	2	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,014
未 収 収 益	3,107	支 払 承 諾	16,368
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	3	負 債 の 部 合 計	1,719,933
先 物 取 引 差 金 勘 定	5	(純資産の部)	
金 融 派 生 商 品	392	資 本 金	12,008
そ の 他 の 資 産	2,165	資 本 剰 余 金	4,935
有 形 固 定 資 産	15,340	資 本 準 備 金	4,932
建 物	4,178	そ の 他 資 本 剰 余 金	3
土 地	9,452	利 益 剰 余 金	92,146
建 設 仮 勘 定	74	利 益 準 備 金	7,076
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,634	そ の 他 利 益 剰 余 金	85,070
無 形 固 定 資 産	574	退 職 給 与 積 立 金	520
ソ フ ト ウ ェ ア	352	別 途 積 立 金	78,500
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	222	繰 越 利 益 剰 余 金	6,050
繰 延 税 金 資 産	8,599	自 己 株 式	△ 394
支 払 承 諾 見 返	16,368	株 主 資 本 合 計	108,697
貸 倒 引 当 金	△ 6,361	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	669
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 871
		土 地 再 評 価 差 額 金	988
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	786
		純 資 産 の 部 合 計	109,483
資 産 の 部 合 計	1,829,416	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,829,416

損益計算書〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		46,821
資金運用収益	32,088	
貸出金利	21,879	
有価証券利息配当	9,186	
コールローン利息	737	
買現先利息	39	
預け金利息	0	
その他の受入利息	245	
役務取引等収益	6,587	
受入為替手数料	1,934	
その他の役務収益	4,652	
その他業務収益	2,544	
外国為替売買益	99	
商品有価証券売買益	8	
国債等債券売却益	2,397	
国債等債券償還益	32	
その他の業務収益	7	
その他経常収益	5,601	
株式等売却益	4,714	
その他の経常収益	887	
経常費用		37,496
資金調達費用	5,293	
預金利息	3,932	
譲渡性預金利息	360	
コールマネー利息	80	
借入金利息	52	
金利スワップ支払利息	362	
その他の支払利息	503	
役務取引等費用	2,001	
支払為替手数料	363	
その他の役務費用	1,637	
その他業務費用	3,947	
国債等債券売却損	2,833	
国債等債券償還損	1,101	
その他の業務費用	12	
営業経費	21,291	
その他経常費用	4,962	
貸倒引当金繰入額	1,733	
貸出金償却	6	
株式等売却損	2,249	
株式等償却	481	
その他の経常費用	491	
経常特別利益		9,325
償却債権取立益	4	4
特別損失		593
固定資産処分損失	106	
減損	75	
その他の特別損失	412	
税引前当期純利益		8,736
法人税、住民税及び事業税		3,203
法人税等調整額		706
当期純利益		4,827

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
動 産	2年～15年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ86百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額

のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は0百万円減少し、特別損失は245百万円増加し、経常利益は0百万円増加、税引前当期純利益は244百万円減少しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したものについて、将来の払戻に備えて必要と認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理してありましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は167百万円増加し、経常利益は17百万円増加、税引前当期純利益は150百万円減少しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(追加情報)

平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当事業年度から将来の負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ37百万円減少しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施しておりません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は735百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改訂され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 338百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,169百万円、延滞債権額は22,357百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,002百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,530百万円であります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,510百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	88,361百万円
担保資産に対応する債務	
預金	8,182百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,594百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は272百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、467,580百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が456,695百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後

- の帳簿価額の合計額との差額 3,187百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 23,781百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,981百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 639円35銭
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 関係会社に対する金銭債権総額 16,031百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額 6,103百万円
17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額はありません。
18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 12.96%（国内基準）

(損益計算書関係)

1. 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度相当分245百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度相当分167百万円を含んでおります。

2. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 263百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 53百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 15百万円 |

- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 18百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 114百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 3百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 439百万円 |

3. 1株当たり当期純利益金額 28円18銭

4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額75百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失	場所
稼働資産	営業店舗	土地	75百万円	山形県内

営業店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

5. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0%	役員の兼任 預金取引	貸出金被保証	292,540	—	—
				保証料の支払	59	—	—
				代位弁済金の受取	514	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 山銀保証サービス(株)との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。当行は、特定関係者（銀行の子会社および主要株主等）との間で行われる取引に関し銀行法の定めるルール、いわゆるアームズレングスルールを遵守し、同ルールに照らして適法な取引を行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,948	△0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	29,017	41,414	12,397	14,481	2,083
債券	399,951	396,757	△3,193	2,863	6,057
国債	180,614	175,273	△5,341	342	5,684
地方債	117,535	119,218	1,683	1,781	97
社債	101,801	102,265	464	738	274
その他	171,931	162,769	△9,161	254	9,416
合計	600,899	600,942	42	17,599	17,556

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」は、それぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当期における減損処理額は481百万円(うち株式481百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当期末における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
事業債	100	100	0

(売却の理由)発行体による買入消却

6. 当期中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	325,196	7,110	5,082

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	8,981
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	338
その他有価証券 非上場株式	1,189
非上場外国証券	0
その他	149

8. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	88,388	153,185	105,329	58,836
国債	40,536	27,192	50,302	57,241
地方債	26,327	54,616	38,275	—
社債	21,524	71,377	16,751	1,594
その他	8,155	50,955	37,571	33,004
合計	96,544	204,140	142,900	91,840

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	2, 2 4 8 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2, 6 9 1
有価証券償却損金算入限度額超過額	1, 6 7 8
減価償却損金算入限度額超過額	1, 0 4 9
その他	2, 9 2 6
繰延税金資産小計	1 0, 5 9 5
評価性引当額	<u>△ 1, 9 5 9</u>
繰延税金資産合計	8, 6 3 5
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2 3
その他	<u>1 2</u>
繰延税金負債合計	3 5
繰延税金資産の純額	8, 5 9 9 百万円

第2 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社

山銀保証サービス株式会社

やまぎんディーシーカード株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

山銀システムサービス株式会社

山銀ビジネスサービス株式会社

やまぎんジェーシービーカード株式会社

なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありましたやまぎんジェーシービーカード株式会社については、連結子会社に該当することとなったため、連結の範囲に含めております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ③ 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

やまぎんジェーシービーカード株式会社については、連結子会社に該当することとなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ⑤ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ⑥ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

発生年度に全額償却することとしております。

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	30,594	預 金	1,617,006
コールローン及び買入手形	58,015	譲 渡 性 預 金	61,382
買 入 金 銭 債 権	20,242	コールマネー及び売渡手形	460
商 品 有 価 証 券	949	借 用 金	4,748
有 価 証 券	599,068	外 国 為 替	91
貸 出 金	1,067,620	そ の 他 負 債	15,416
外 国 為 替	258	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	17,174	退 職 給 付 引 当 金	6,770
有 形 固 定 資 産	26,769	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	260
建 物	4,379	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	150
土 地	9,632	偶 発 損 失 引 当 金	37
建 設 仮 勘 定	74	利 息 返 還 損 失 引 当 金	60
その他の有形固定資産	12,682	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,014
無 形 固 定 資 産	1,759	支 払 承 諾	26,094
ソ フ ト ウ ェ ア	1,530	負 債 の 部 合 計	1,734,514
その他の無形固定資産	228		
繰 延 税 金 資 産	9,263	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	26,094	資 本 金	12,008
貸 倒 引 当 金	△9,719	資 本 剰 余 金	4,937
		利 益 剰 余 金	92,270
		自 己 株 式	△394
		株 主 資 本 合 計	108,822
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	670
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△871
		土 地 再 評 価 差 額 金	988
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	787
		少 数 株 主 持 分	3,968
		純 資 産 の 部 合 計	113,577
資 産 の 部 合 計	1,848,092	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,848,092

連結損益計算書

平成19年4月 1 日から
平成20年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	54,945
資金運用収益	32,114
貸出金利息	21,855
有価証券利息配当金	9,186
コールローン利息及び買入手形利息	737
買現先利息	39
預け金利息	1
その他の受入利息	294
役員取引等収益	8,385
その他の業務収益	8,830
その他の経常収益	5,615
経常費用	45,682
資金調達費用	5,363
預金利息	3,914
譲渡性預金利息	360
コールマネー利息及び売渡手形利息	80
借入金利息	135
その他の支払利息	871
役員取引等費用	2,065
その他の業務費用	9,639
営業経費用	22,753
その他の経常費用	5,859
貸倒引当金繰入額	1,987
その他の経常費用	3,872
経常利益	9,263
特別利益	17
償却債権取立利益	17
その他の特別利益	0
特別損失	606
固定資産処分損失	107
減損損失	75
その他の特別損失	424
税金等調整前当期純利益	8,674
法人税、住民税及び事業税	3,422
法人税等調整額	759
少数株主損失	△ 171
当期純利益	4,663

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

動 産 2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ86百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
----------	---

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は3百万円、特別損失は257百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税金等調整前当期純利益は260百万円それぞれ減少しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、預金としての計上を中止し当行の収益に計上したもののについて、将来の払戻に備えて必要と認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、睡眠預金払戻損失は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は167百万円増加し、経常利益は17百万円増加、税金等調整前当期純利益は150百万円減少しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(追加情報)

平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度より将来の負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ37百万円減少しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込み額を合理的に見積もり計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。相場変動を相殺するヘッジについては、該当する取引を実施しておりません。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は735百万円(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在す

ることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から改正会計準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は、2,268百万円、延滞債権額は22,705百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は64百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,027百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,065百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,510百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 88,361百万円
担保資産に対応する債務
預金 8,182百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券53,594百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は274百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,743百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が509,858百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,187百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 24,379百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,981百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 640円08銭
13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 20百万円
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------------|
| 退職給付債務 | △14,071百万円 |
| 年金資産（時価） | 8,176 |
| 未積立退職給付債務 | △ 5,894 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,488 |
| 未認識過去勤務債務 | △ 2,364 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △ 6,770 |
| 退職給付引当金 | △ 6,770 |
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 13.20%（国内基準）

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益4,714百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,249百万円及び株式等償却495百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額のうち、過年度相当分257百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度相当分167百万円を含んでおります。
- 1株当たり当期純利益金額 27円23銭
- 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額75百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区 分	主な用途等	種類	減損損失	場所
稼働資産	営業店舗	土地	75百万円	山形県内

営業店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

- 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,948	△0

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	29,069	41,478	12,408	14,496	2,087
債券	399,951	396,757	△3,193	2,863	6,057
国債	180,614	175,273	△5,341	342	5,684
地方債	117,535	119,218	1,683	1,781	97
社債	101,801	102,265	464	738	274
その他	171,931	162,769	△9,161	254	9,416
合計	600,952	601,005	53	17,614	17,560

注1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は495百万円（うち株式495百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
事業債	100	100	0

（売却の理由）発行体による買入消却

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	325,196	7,110	5,082

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 事業債	8,981
その他有価証券 非上場株式	1,373
非上場外国証券	0
その他	149

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	88,388	153,185	105,329	58,836
国債	40,536	27,192	50,302	57,241
地方債	26,327	54,616	38,275	—
社債	21,524	71,377	16,751	1,594
その他	8,155	50,955	37,571	33,004
合計	96,544	204,140	142,900	91,840